

議案第10号

日進市国民健康保険特別会計運用基金の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

日進市国民健康保険特別会計運用基金の設置及び管理に関する条例の一部を別紙の
とおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、日進市国民健康保険特別会計運用基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 国民健康保険の運営に伴う経費の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができることとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市国民健康保険特別会計運用基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市国民健康保険特別会計運用基金の設置及び管理に関する条例(昭和39年日進町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、毎年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定めるところによる。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、国民健康保険の運営に伴う経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、毎年度収入、支出の決算上剰余を生じたときはその額の範囲内とする。</p> <p>(歳入繰入れ)</p> <p>第7条 市長は、日進市国民健康保険の保険給付費の支払上不足が生じたときは、基金をもって充当することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、議会の議決を経て使用することができる。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。